

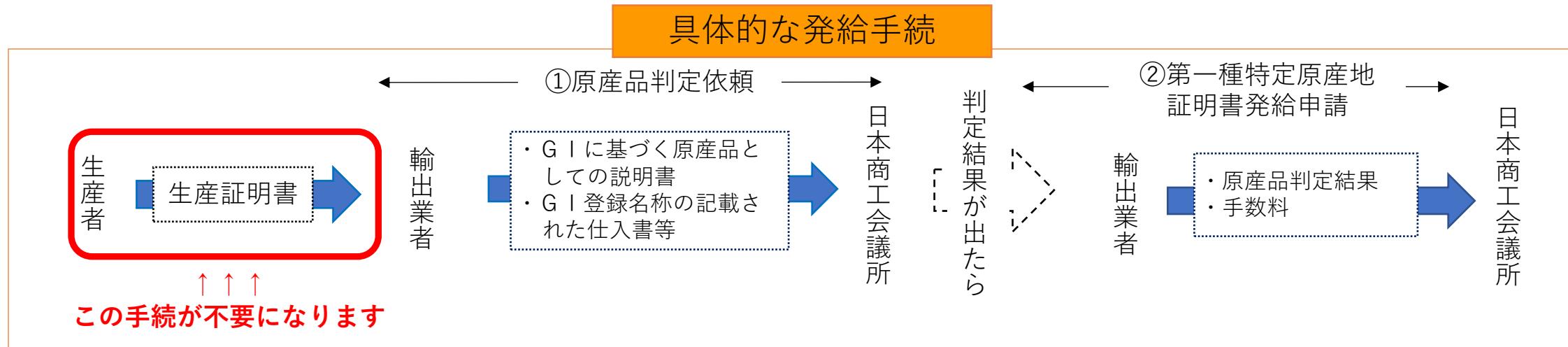
【輸出業者の皆さんへ】

経済連携協定（EPA）を利用したG I 産品の輸出手続が簡素化されます！
～G I 産品のEPA利用手続の簡素化に関するお知らせ～



農林水産省
輸出・国際局
国際経済課

- 日タイEPAや日インドネシアEPAなどのEPAを利用して日本産農林水産物・食品を輸出するためには、輸出業者は生産者から日本産であることを証明する生産証明書などを入手して日本商工会議所に第一種特定原産地証明書の発給手続を行う必要があります。
- 2021年4月1日から、その特性によりあらかじめ日本産であると確認できるG I 産品については、輸出業者はG I 登録名称が記載された仕入書や納品書等を生産証明書の代わりに利用して日本商工会議所に第一種特定原産地証明書の発給手続ができるよう手續が簡素化されました。



○第一種特定原産地証明書とは？

日本から輸出する産品でEPAを利用するためには、この輸出産品がEPAに規定される日本産の要件を満たす必要があります。このことを証明する書類として、日本商工会議所が発給する書類を「第一種特定原産地証明書」と言います。

(第一種特定原産地証明書が必要となるEPA)

日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日ASEAN・EPA、日フィリピンEPA、日イスイスEPA、日ベトナムEPA、日インドEPA、日ペルーEPA、日オーストラリアEP、日モンゴルEPA、RCEP協定

(注) 「第一種特定原産地証明書」以外の証明書が利用可能なEPAもあります。詳細は「農林水産省EPA利用早わかりサイト」をご確認ください。

EPA利用手続の簡素化対象となるG I 産品（1）

令和7年
11月17日現在

番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称	番号	登録名称
1	あおもりカシス	23	十三湖産大和しじみ	42	木頭ゆず	61	対州そば	77	東京しやも	92	檜山海参	108	わかやま布引だいこん
2	但馬牛	24	連島ごぼう	43	上庄さといも	62	山形セルリー	78	佐用もち大豆	93	大竹いちじく	109	大口れんこん
3	神戸ビーフ	25	特産松阪牛	46	桜島小みかん	63	南郷トマト	80	大栄西瓜	94	八代特産晩白柚	111	くまもと塩トマト
4	夕張メロン	26	米沢牛	47	岩手野田村荒海ホタル	64	ヤマダイかんしょ	81	津南の雪下にんじん	95	八代生姜	112	氷見稻積梅
5	八女伝統本玉露	28	前沢牛	48	奥飛驒山之村寒干し大根	66	岩手木炭	82	善通寺産四角スイカ	96	物部ゆず	113	阿久津曲がりねぎ
6	江戸崎かぼちゃ	29	くろさき茶豆	51	ひばり野オクラ	67	くまもとあか牛	83	比婆牛	97	福山のくわい	114	広田湾産イシカゲ貝
8	くまもと県産い草	30	東根さくらんぼ	52	小川原湖産大和しじみ	68	二子さといも	84	豊島タチウオ	99	山形ラ・フランス	115	種子島安納いも
11	鳥取砂丘らっきょう ふくべ砂丘らっきょう	31	みやぎサーモン	53	入善ジャンボ西瓜	70	大山プロッコリー	85	伊吹そば	100	徳地やまのいも	116	豊橋なんぶとうがん
14	吉川ナス	33	大分かぼす	54	香川小原紅早生みかん	71	奥久慈しやも	86	今金男しゃく	101	網走湖産しじみ貝	117	はかた地どり
16	山内かぶら	35	新里ねぎ	55	宮崎牛	72	こおげ花御所柿	87	東出雲のまる畠ほし柿	102	えらぶゆり	118	川俣シャモ
17	加賀丸いも	36	田子の浦しらす	57	辺塚だいたい	73	浄法寺漆	88	田浦銀太刀	103	西浦みかん寿太郎	119	あけばの大豆
18	三島馬鈴薯	37	万願寺甘とう	58	鹿児島黒牛	74	菊池水田ごぼう	89	大野あさり	104	河北せり	120	ところピンクにんにく
19	下関ふく	38	飯沼栗	59	水戸の柔甘ねぎ	75	つるたスチューベン	90	大鰐温泉もやし	105	清水森ナンバ	121	女山大根
21	十勝川西長いも	40	美東ごぼう	60	松館しづり大根	76	小笠うるい	91	三瓶そば	106	甲子柿	122	近江日野産日野菜

EPA利用手続の簡素化対象となるG.I.产品 (2)

令和7年
11月17日現在

よくあるお問い合わせ

Q. なぜEPA利用手続の簡素化をするのですか？

A. 第一種特定原産地証明書の発給手続を行うためには、輸出する產品がEPAに定められた原產品の要件を満たすことを証明する書類が必要です。しかし、輸出業者から「卸売市場で買い付けた場合などにこのような書類を準備することが難しい」といった声がありました。このため、輸出業者が卸売市場で買い付けた場合などに取り扱う書類の中でEPAに定められた原產品の要件を満たすことを証明できるものを検討し、今回、G I 產品については、G I 登録名称の記載された仕入書や納品書を活用して日本商工会議所に第一種特定原産地証明書の発給手続ができるようEPA利用手続を簡素化することとしました。

Q. なぜG I 產品のみがEPA利用手続の簡素化対象なのですか？

A. G I 產品については、G I 登録要件に定められている生産方法などを遵守する必要があります。このため、G I 登録要件からEPAに定められた原產品の要件を満たすことが確認できるG I 產品については、EPAに定められた原產品の要件を満たすことを証明する書類として、G I 登録名称の記載された仕入書や納品書を活用できることとしました。

Q. すべてのG I 產品がEPA利用手続の簡素化対象ですか？

A. すべてのG I 產品がEPA利用手続の簡素化対象ではありません。G I 登録要件からEPAに定められた原產品の要件を満たすことが確認できたG I 產品のみをEPA利用手続の簡素化対象としています。具体的なEPA利用手続の簡素化対象產品は、「地理的表示（G I）保護制度を活用して原產品判定依頼を行うことができる產品一覧」で確認できます。但し、同一覧に掲載された產品でも、GI登録の公示情報記載以外の原材料を使用した場合は、本簡素化の手続きの対象外となりますことをご留意ください。

Q. 具体的にEPA利用手続の簡素化対象とならないG I 產品は何ですか？

A. 味噌などの加工品は、EPAで定められた原產品の要件を満たすことを確認するため生産に使用した全ての原材料の情報が必要となるため、EPA利用手続の簡素化対象とはなりません。

Q. EPA利用手続の簡素化対象とならないG I 產品はEPAを利用できないのですか？

A. EPA利用手續の簡素化対象とならないG I 產品もEPAで定められた原產品の要件を満たすことを証明すればEPAを利用できます。具体的には、一次產品であれば生産證明書、加工品であれば製造證明書などで原產品の要件を満たすことを証明できれば、日本商工会議所に第一種特定原産地證明書の発給手續を行うことができます。

Q. 今後、EPA利用手續の簡素化の対象產品に追加や変更はありますか？

A. 追加登録されたG I 產品があった場合、このG I 產品の登録要件を確認し、G I 登録要件からEPAで定められた原產品の要件を満たすことが確認できれば、EPA利用手續の簡素化対象とします。また、すでにEPA利用手續の簡素化対象となっている產品についても、G I 登録要件の変更等があった場合には、EPA利用手續の簡素化対象から外れる可能性もあります。最新の対象品目は、「地理的表示（G I）保護制度を活用して原產品判定依頼を行うことができる產品一覧」で確認できます。

Q. EPA利用手續の簡素化対象に関する資料はどこで入手できますか？

A. 農林水産省EPA利用早わかりサイトでは、最新版の資料を掲載しています。EPA利用手續の簡素化対象產品について第一種特定原産地證明書の発給手續を行う際には、農林水産省の「EPA利用早わかりサイト」から最新版の資料を入手するようにしてください。

Q. EPA利用手續の簡素化をはじめ、EPA利用手續全般について教えてください。

A. 農林水産省では、日本産農林水產物・食品の輸出におけるEPAの利用を支援するため、「EPA利用早わかりサイト」を開設しているほか、EPA利用に関するご質問・ご相談の受付を専門とする「EPA利用相談窓口」を設置しています。G I 產品のEPA利用手續の簡素化をはじめ、EPA利用に関してご質問等ございましたら、お気軽にお問合せください。

よくあるお問い合わせ

<輸出業者向け>

Q. EPA利用手続の簡素化の対象產品について、第一種特定原産地証明書の発給手続を行う際の注意点を教えてください。

A. 第一種特定原産地証明書の発給手続を行うG I 產品が「地理的表示（G I）保護制度を活用して原産品判定依頼を行うことができる產品一覧」に掲載されているか確認する必要があります。產品一覧は都度更新されますので、発給手続を行う際には最新版に掲載されているか確認をお願いします。また、G I 登録名称の記載された仕入書や納品書は、発給手続を行う輸出業者を宛名とするもののみ有効となります。発給手続を行う輸出業者を宛名としない仕入書や納品書の場合は、別途、仕入書や納品書の宛名と発給申請者間の商取引が確認できる書類が必要となります。

Q. EPA利用手続の簡素化の対象產品について、第一種特定原産地証明書を発給手続を行ったところ、日本商工会議所から内容確認の連絡がありましたが、どうしたらいいですか？

A. 輸出業者で回答できない場合は、仕入先、生産者、生産者団体などに問い合わせる必要があります。具体的にどうしたらよいかご不明な場合は、農林水産省EPA利用相談窓口にご相談ください。

【お問い合わせ先】

○EPA利用については、

農林水産省EPA利用相談窓口 MAIL : epariyousoudan@maff.go.jp

農林水産省EPA利用早わかりサイト

URL : https://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta_kanren/epa_n.html

○地理的表示保護（GI）制度については、

農林水産省輸出・国際局知的財産課 電話：03-6744-2062

地理的表示保護（GI）制度

URL : https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/

○第一種特定原産地証明書については、

日本商工会議所国際部 電話：03-3283-7850

EPAに基づく特定原産地証明書発給事業

URL : <https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

<生産者・生産者団体向け>

Q. G I 產品の生産者や生産者団体が自分のG I 產品についてEPAを利用して輸出するためにはどうしますか？

A. G I 產品の生産者や生産者団体は、日本産であることを証明する書類である生産証明書を自分で作成しますので、自分で作成した生産証明書を利用して日本商工会議所に第一種特定原産地証明書の発給手続を行うことができます。

Q. 生産者や生産者団体にとってのEPA利用手続の簡素化のメリットは何ですか？

A. EPA利用手続の簡素化対象品目について、輸出業者がEPAを利用して輸出する場合は、生産者や生産者団体の発行する生産証明書が不要となりますので、生産証明書を作成する手間がなくなります。また、卸売市場などで買い付ける輸出業者にとって、EPA利用手續が簡素化されることで、G I 產品の優位性が高まるものと期待されます。

Q. どのようなときに輸出業者から問い合わせがありますか？

A. 日本商工会議所は、輸出業者からあった第一種特定原産地証明書の発給手續に疑義があった場合、輸出業者に内容の確認をします。その場合に、輸出業者が生産者や生産者団体に問い合わせることがあります。このほかには、輸出相手国から輸出したG I 產品について問合せがくることがあります。この場合、日本商工会議所から輸出業者に内容の確認を行います。この場合にも輸出業者が生産者や生産者団体に問い合わせることがあります。このような問合せに対して、具体的にどうしたらよいかご不明な場合は、農林水産省EPA利用相談窓口にご相談ください。

Q. 輸出先国から生産者や生産者団体に直接連絡がくることはありますか？

A. 直接、生産者や生産者団体に連絡がくることはありません。